

平成 28 年度 環境・ストック活用推進事業

環境・ストック活用推進事業（うち、調査・評価、普及・広報に関する事業）
を行う補助事業者の募集についての公示

平成 28 年 5 月 31 日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

平成 28 年度環境・ストック活用推進事業のうち調査・評価、普及・広報に関する事業を行う補助事業者の募集について公示する。

1. 事業概要

1) 事業名

環境・ストック活用推進事業（うち、調査・評価、普及・広報に関する事業）

2) 事業目的

住宅・建築物の省エネ・省 CO2、木造・木質化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫等による低炭素化等に係る先導的な技術の普及啓発に関する調査・評価、普及・広報を推進する。

3) 事業内容

- ①住宅・建築物の省エネ・省 CO2 技術に関する調査・評価のための事業
- ②住宅・建築物の省エネ・省 CO2 技術に関する普及・広報のための事業

2. 公募期間

平成 28 年 5 月 31 日(火)16 時 00 分～平成 28 年 6 月 14 日(火)18 時 00 分

(必着)

3. 公募対象事業者の要件

次の 1)～5) までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 3) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

5) その他、提案事業を的確に遂行するために、各事業内容に応じて、以下に掲げる選定基準に特に合致すること。

①住宅・建築物の省エネ・省 CO2 技術に関する調査・評価のための事業

- ・住宅・建築物の省エネ・省 CO2 技術に関する幅広い知識を有すること。
- ・住宅・建築物の省エネ・省 CO2 技術に係るデータ等を所有、又は収集することができること。
- ・住宅・建築物の省エネ・省 CO2 技術に関するシミュレーション、計算プログラムや評価ツールの開発及び検証にあたり、必要なノウハウを有すること。

②住宅・建築物の省エネ・省 CO2 技術に関する普及・広報のための事業

- ・住宅・建築物の省エネ・省 CO2 技術に関する幅広い知識を有すること。
- ・全国的に効率的に事業を行う能力を有すること。

4. 公募対象事業

以下のいずれかの取組みを含む事業を公募対象とする。

①住宅・建築物の省エネ・省 CO2 技術に関する調査・評価のための事業

例) ・建築物の省エネ性能等に係るデータベースの整備や情報統合化

- ・住宅・建築物の省エネ・省 CO2 化や都市の低炭素化に資するエネルギーシステムの構築に資する民間の技術開発等に係る調査・検証等の実施
- ・知的生産性等の省エネ・省 CO2 化に伴う間接的便益に関し、データの整備、評価指標の作成、設計手法の構築や妥当性の検証等の実施
- ・省エネ・省 CO2 技術に関する経済分析・費用対効果分析

②住宅・建築物の省エネ・省 CO2 技術に関する普及・広報のための事業

例) ・省エネ・省 CO2 技術に関する説明会の開催、説明会の実施に当たり必要となる資料の作成、発送及び情報提供、説明会の開催日程の調整、説明会主催者との連携調整、講師・会場の手配、参加者の確認など

- ・新たな省エネ技術や評価手法等の普及促進及び情報収集

5. 補助金の額

定額とする。

6. 説明書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成 28 年 5 月 31 日(火)16 時 00 分～平成 28 年 6 月 13 日(月)18 時 00 分

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室

7. 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成 28 年 6 月 14 日(火)18 時 00 分まで (必着)

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室

(3) 方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

(4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室 金原

電話 03-5253-8111(代) F A X 03-5253-1629

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法(電話、F A X等)にて受け付けます。(来訪等による問い合わせには対応しません。)

8. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

9. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 7(4)に同じ。

(3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。